
* * * * *
* * * * *
* 令和 8 年第 2 回鹿沼市議会定例会議案説明書 *
* * * * *
* * * * *

令和 8 年 第 2 回 鹿 沼 市 議 会 定 例 会 議 案 説 明 書

◎ 報 告 第 8 号 専 決 処 分 事 項 の 報 告 に つ い て

(損 害 賠 償 の 額 の 決 定 及 び 和 解)

令和 8 年 2 月 2 4 日 貝 島 町 地 内 に お い て、職 員 が 運 転 す る 自 動 車 が、市 内 在 住 者 所 有 の 自 動 車 に 接 触 し、破 損 さ せ た こ と に 対 し、損 害 賠 償 の 額 を 1 0 万 1 0 0 円 と し、和 解 し た も の で あ る。

(参 照 条 文) 地 方 自 治 法

第 1 8 0 条 普 通 地 方 公 共 団 体 の 議 会 の 権 限 に 属 す る 軽 易 な 事 項 で、そ の 議 決 に よ り 特 に 指 定 し た も の は、普 通 地 方 公 共 団 体 の 長 に お い て、こ れ を 専 決 処 分 に す る こ と が で き る。

2 前 項 の 規 定 に よ り 専 決 処 分 を し た と き は、普 通 地 方 公 共 団 体 の 長 は、こ れ を 議 会 に 報 告 し な け れ ば な ら ない。

市 長 専 決 処 分 事 項 の 指 定 に つ い て

地 方 自 治 法 (昭 和 2 2 年 法 律 第 6 7 号) 第 1 8 0 条 第 1 項 の 規 定 に よ り 次 の 事 項 に つ い て は、こ れ を 市 長 に お い て 専 決 処 分 す る こ と が で き る も の と す る。

記

1 件 1 0 0 万 円 以 下 の 事 件 に 関 し、市 が そ の 当 事 者 で あ る 和 解 を す る こ と。

1 件 1 0 0 万 円 以 下 の 法 律 上 市 の 義 務 に 属 す る 損 害 賠 償 の 額 を 定 め る こ と。

◎ 報 告 第 9 号 債 権 放 棄 の 報 告 に つ い て

市 営 住 宅 使 用 料 及 び 水 道 料 金 に つ い て、消 滅 時 効 の 完 成 又 は 破 産 に よ る 免 責 に よ り 債 権 を 放 棄 し た の で、報 告 す る も の で あ る。

(参 照 条 文) 鹿 沼 市 債 権 管 理 条 例

第 1 1 条 市 長 は、私 債 権 に つ い て、次 の 各 号 の い ず れ か に 該 当 す る と き は、当 該 債 権 及 び こ れ に 係 る 既 に 発 生 し た 履 行 の 遅 滞 に 係 る 損 害 賠 償 金 そ の 他 の 徴 収 金 に 係 る 債 権 を 放 棄 す る こ と が で き る。

(1) 破産法（平成 16 年法律第 75 号）第 253 条第 1 項、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 204 条第 1 項その他の法令の規定により債務者が当該私債権につきその責任を免れたとき。

第 2 号 省略

(3) 当該私債権について消滅時効が完成したとき（債務者が時効の援用をしない特別の理由があるときを除く。）。

2 市長は、前項の規定により私債権を放棄したときは、これを議会に報告しなければならない。

◎ 報告第 10 号 令和 7 事業年度公益財団法人鹿沼市農業公社事業及び決算の報告について

◎ 報告第 11 号 令和 7 事業年度公益財団法人鹿沼市花木センター公社事業及び決算の報告について

公益財団法人鹿沼市農業公社及び公益財団法人鹿沼市花木センター公社の令和 7 事業年度における事業及び決算に関する書類を法の定めるところにより提出するものである。

（参照条文） 地方自治法

第 243 条の 3 第 1 項 省略

2 普通地方公共団体の長は、第 221 条第 3 項の法人について、毎事業年度、政令で定めるその経営状況を説明する書類を作成し、これを次の議会に提出しなければならない。

第 3 項 省略

◎ 報告第 12 号 平成 21 事業年度から令和 7 事業年度までにおける有限会社農業生産法人かぬま事業及び決算の報告について

有限会社農業生産法人かぬまの平成 21 事業年度から令和 7 事業年度までにおける事業及び決算に関する書類を法の定めるところにより提出するものである。

- ◎ 報告第 13 号 平成 22 事業年度から令和 8 事業年度までにおける有限会社農業生産法人かぬま事業計画及び予算の報告について

有限会社農業生産法人かぬまの平成 22 事業年度から令和 8 事業年度までにおける事業計画及び予算に関する書類を法の定めるところにより提出するものである。

(参照条文) 報告第 10 号及び第 11 号と同じ。

- ◎ 報告第 14 号 令和 8 事業年度公益財団法人かぬま文化・スポーツ振興財団事業計画及び予算の報告について

公益財団法人かぬま文化・スポーツ振興財団の令和 8 事業年度における事業計画及び予算に関する書類を法の定めるところにより提出するものである。

(参照条文) 報告第 10 号及び第 11 号と同じ。

- ◎ 報告第 15 号 令和 7 年度鹿沼市繰越明許費繰越計算報告について

一般会計の公用車等管理費外 19 事業において、事業工程の見直し等のため、事業費の一部を翌年度に繰り越したものである。

(参照条文) 地方自治法施行令

第 146 条 第 1 項 省略

2 普通地方公共団体の長は、繰越明許費に係る歳出予算の経費を翌年度に繰り越したときは、翌年度の 5 月 31 日までに繰越計算書を調製し、次の会議においてこれを議会に報告しなければならない。

第 3 項 省略

◎ 報告第16号 令和7年度鹿沼市下水道事業会計継続費繰越計算報告について

下水道事業会計の継続費を設定した鹿沼市黒川終末処理場の建設工事委託において、工事請負費等の一部を翌年度に繰り越したものである。

(参照条文) 地方公営企業法施行令

第18条の2 地方公営企業の継続費に係る毎事業年度の支出予定額のうち、当該事業年度内に支払義務が生じなかつたものがある場合においては、管理者は、その額を継続年度の終わりまで逡次繰り越して使用することができる。この場合においては、管理者は、地方公共団体の長に、継続費繰越額の使用に関する計画について、継続費繰越計算書をもつて翌事業年度の5月31日までに報告するものとし、報告を受けた地方公共団体の長は、次の会議においてその旨を議会に報告しなければならない。

第2項及び第3項 省略

◎ 報告第17号 令和7年度鹿沼市水道事業会計予算繰越計算報告について

配水設備拡張費及び配水設備改良費において、関連する他の工事及び関係機関との調整等に不測の日数を要し、年度内支出が困難となったため、事業費の一部を翌年度に繰り越したものである。

(参照条文) 地方公営企業法

第26条 予算に定めた地方公営企業の建設又は改良に要する経費のうち、年度内に支払義務が生じなかつたものがある場合においては、管理者は、その額を翌年度に繰り越して使用することができる。

第2項 省略

3 前2項の規定により予算を繰り越した場合においては、管理者は、地方公共団体の長に繰越額の使用に関する計画について報告をするものとし、報告を受けた地方公共団体の長は、次の会議においてその旨を議会に報告しなければならない。

◎ 報告第18号 令和7年度鹿沼市下水道事業会計予算繰越計算報告について

管渠整備費及びポンプ場整備費において、関係者との調整、電柱移設等に不測の日数を要し、年度内支出が困難となったため、事業費の一部を翌年度に繰り越したものである。

(参照条文) 報告第17号と同じ。

◎ 報告第19号 令和7年度鹿沼市下水道事業会計予算事故繰越し繰越計算報告について

処理場管理費において、栃木県の下水道資源化工場汚泥処理施設等建設事業の年度内完成が困難となり、当該事業に係る負担金の年度内支出が困難となったため、事故繰越しとして事業費の一部を翌年度に繰り越したものである。

(参照条文) 地方公営企業法

第26条 第1項 省略

2 前項の規定による場合を除くほか、毎事業年度の支出予算の金額は、翌事業年度において使用することができない。ただし、支出予算の金額のうち、年度内に支出の原因となる契約その他の行為をし、避け難い事故のため年度内に支払義務が生じなかったものについては、管理者は、その金額を翌事業年度に繰り越して使用することができる。

3 前2項の規定により予算を繰り越した場合においては、管理者は、地方公共団体の長に繰越額の使用に関する計画について報告をするものとし、報告を受けた地方公共団体の長は、次の会議においてその旨を議会に報告しなければならない。

◎ 議案第 4 3 号 専決処分事項の承認について

(令和 7 年度鹿沼市一般会計補正予算 (第 1 2 号))

歳入については、市税、地方交付税、国県支出金等の増減額を計上し、歳出については、財政調整基金積立金、減債基金積立金、児童手当費等の増減額を計上したもので、この補正額を 122,264,000 円の増とし、予算総額を 46,342,254,000 円とするものである。

なお、地方債の補正については、第 2 表のとおりである。

(参照条文) 地方自治法

第 1 7 9 条 普通地方公共団体の議会が成立しないとき、第 1 1 3 条ただし書の場合においてなお会議を開くことができないとき、普通地方公共団体の長において議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めるとき、又は議会において議決すべき事件を議決しないときは、当該普通地方公共団体の長は、その議決すべき事件を処分することができる。ただし、第 1 6 2 条の規定による副知事又は副市町村長の選任の同意（中略）については、この限りでない。

第 2 項 省略

3 前 2 項の規定による処置については、普通地方公共団体の長は、次の会議においてこれを議会に報告し、その承認を求めなければならない。

第 4 項 省略

◎ 議案第 4 4 号 専決処分事項の承認について

(令和 7 年度鹿沼市国民健康保険特別会計補正予算
(第 4 号))

歳入については、国民健康保険税、県支出金等の増減額を計上し、歳出については、一般被保険者療養給付費、一般被保険者高額療養費等の増減額を計上したもので、この補正額を 294,942,000 円の減とし、予算総額を 9,447,868,000 円とするものである。

(参照条文) 議案第 4 3 号と同じ。

◎ 議案第 4 5 号 専決処分事項の承認について

(令和 7 年度鹿沼市後期高齢者医療特別会計補正予算
(第 4 号))

歳入については、繰入金の減額を計上し、歳出については、健診事業費及び予備費の減額を計上したもので、この補正額を 9,752,000 円の減とし、予算総額を 1,561,367,000 円とするものである。

(参照条文) 議案第 4 3 号と同じ。

◎ 議案第 4 6 号 専決処分事項の承認について

(鹿沼市税条例の一部改正)

地方税法の一部改正に伴い、再生可能エネルギー発電設備に係る固定資産税の課税標準の特例について見直しを行うとともに、令和 8 年 3 月末をもって軽自動車税環境性能割を廃止するためのものである。

(参照条文) 議案第 4 3 号と同じ。

◎ 議案第 4 7 号 専決処分事項の承認について

(鹿沼市都市計画税条例の一部改正)

地方税法の一部改正に伴い、引用する同法の条項を整理するためのものである。

(参照条文) 議案第 4 3 号と同じ。

◎ 議案第 4 8 号 専決処分事項の承認について

(鹿沼市国民健康保険税条例の一部改正)

関係法令の一部改正に伴い、国民健康保険税に子ども・子育て支援納付金課税額を新設するとともに、低所得世帯に対する国民健康保険税の減額措置の適用範囲を拡大するためのものである。

(参照条文) 議案第43号と同じ。

◎ 議案第49号 令和8年度鹿沼市一般会計補正予算(第2号)について

歳入については、諸収入の増額を計上し、歳出については、中小企業経営対策事業費、JR鹿沼駅東口周辺整備事業費、校舎等施設整備事業費等の増減額を計上したもので、この補正額を297,000,000円の増とし、予算総額を46,490,281,000円とするものである。

なお、債務負担行為の補正については、第2表の1及び第2表の2のとおりである。

(参照条文) 地方自治法

第96条 普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。

第1号 省略

(2) 予算を定めること。

第3号から第15号まで及び第2項 省略

◎ 議案第50号 工事請負契約の締結について

鹿沼市花木センター(仮称)イベントスペース新築工事(建築工事)の事後審査型条件付き一般競争入札を去る4月23日に行い、その結果、神谷・中田特定建設工事共同企業体が633,600,000円で落札したので、本契約を締結するためのものである。

(参照条文) 地方自治法

第96条 普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。

第1号から第4号まで 省略

(5) その種類及び金額について政令で定める基準に従い条例で定める契約を締結すること。

第6号から第15号まで及び第2項 省略

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得
又は処分に関する条例

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）
第96条第1項第5号の規定により議会の議決に付さなければなら
ない契約は、予定価格1億5,000万円以上の工事又は製造
の請負とする。

◎ 議案第51号 物品購入契約の締結について

救助工作車Ⅱ型購入に係る指名競争入札を去る4月27日に行い、その結果、
帝商株式会社が264,550,000円で落札したので、本契約を締結するためのもので
ある。

（参照条文） 地方自治法

第96条 普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しな
ければならない。

第1号から第7号まで 省略

(8) 前2号に定めるものを除くほか、その種類及び金額について
政令で定める基準に従い条例で定める財産の取得又は処分をす
ること。

第9号から第15号まで及び第2項 省略

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得
又は処分に関する条例

第3条 法第96条第1項第8号の規定により議会の議決に付さな
ければならない財産の取得又は処分は、予定価格2,000万
円以上の不動産若しくは動産の買入れ若しくは売払い（土地につ
いては、1件5,000平方メートル以上のものに係るものに限
る。）又は財産の信託の受益権の買入れ若しくは売払いとする。

◎ 議案第52号 物品購入契約の締結について

鹿沼市消防団消防ポンプ自動車（CD-I型）購入に係る指名競争入札を去る
4月27日に行い、その結果、ジーエムいちほら工業株式会社が55,220,000円
で落札したので、本契約を締結するためのものである。

(参照条文) 議案第51号と同じ。

- ◎ 議案第53号 鹿沼市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例の一部改正について

障害者等への地域生活支援事業等に関する事務において、マイナンバーを利用した他市町村との情報連携を行うことにより、申請書類の一部を省略し、手続の負担軽減と利便性の向上を図るためのものである。

(参照条文) 地方自治法

第96条 普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。

(1) 条例を設け又は改廃すること。

第2号から第15号まで及び第2項 省略

- ◎ 議案第54号 鹿沼市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について

潜水訓練又は潜水作業に従事した消防職員に潜水業務手当を支給するためのものである。

(参照条文) 議案第53号と同じ。

- ◎ 議案第55号 鹿沼市税条例の一部改正について

地方税法の一部改正に伴い、セルフメディケーション税制の適用期間の撤廃及び住宅ローン減税の延長並びに固定資産税における免税点の引上げを行うとともに、再生可能エネルギー発電設備に係る課税標準の特例等を定めるためのものである。

(参照条文) 議案第53号と同じ。

◎ 議案第 5 6 号 鹿沼市都市計画税条例の一部改正について

地方税法の一部改正に伴い、バリアフリー改修が行われた特別特定建築物への課税標準の特例の割合を定めるためのものである。

(参照条文) 議案第 5 3 号と同じ。

◎ 議案第 5 7 号 鹿沼市都市公園条例の一部改正について

出会いの森総合公園のキャンプ場の使用料を見直すためのものである。

(参照条文) 議案第 5 3 号と同じ。

◎ 議案第 5 8 号 鹿沼市学童保育館条例の一部改正について

令和 9 年度から、菊沢東小学校学童保育館及びみなみ小学校学童保育館に指定管理者制度を導入するためのものである。

(参照条文) 議案第 5 3 号と同じ。

◎ 議案第 5 9 号 人権擁護委員候補者の推薦について

人権擁護委員斎藤隆男氏が令和 8 年 9 月 3 0 日をもって任期満了となるので、新たに小杉佳恵氏を推薦するためのものである。

(参照条文) 人権擁護委員法

第 6 条 第 1 項及び第 2 項 省略

3 市町村長は、法務大臣に対し、当該市町村の議会の議員の選挙権を有する住民で、人格識見高く、広く社会の実情に通じ、人権擁護について理解のある社会事業家、教育者、報道新聞の業務に携わる者等及び弁護士会その他婦人、労働者、青年等の団体であって直接間接に人権の擁護を目的とし、又はこれを支持する団体の構成員の中から、その市町村の議会の意見を聞いて、人権擁

護委員の候補者を推薦しなければならない。

第4項から第8項まで 省略

◎ 議案第60号 人権擁護委員候補者の推薦について

人権擁護委員鈴木改子氏が令和8年9月30日をもって任期満了となるので、新たに鈴木堅二氏を推薦するためのものである。

(参照条文) 議案第59号と同じ。

◎ 議案第61号 鹿沼市固定資産評価員の選任について

本市固定資産評価員益子則男氏が令和8年6月2日をもって辞職するので、新たに秋澤一彦氏を選任するためのものである。

(参照条文) 地方税法

第404条 第1項 省略

2 固定資産評価員は、固定資産の評価に関する知識及び経験を有する者のうちから、市町村長が、当該市町村の議会の同意を得て、選任する。

第3項及び第4項 省略

◎ 議案第62号 鹿沼市固定資産評価審査委員会委員の選任について

本市固定資産評価審査委員会委員毛東和弘氏が令和8年6月6日をもって任期満了となるので、引き続き同氏を選任するためのものである。

(参照条文) 地方税法

第423条 第1項及び第2項 省略

3 固定資産評価審査委員会の委員は、当該市町村の住民、市町村税の納税義務がある者又は固定資産の評価について学識経験を有する者のうちから、当該市町村の議会の同意を得て、市町村長が選任する。

第4項から第9項まで 省略

◎ 議案第 6 3 号 鹿沼市農業委員会委員の任命について

本市農業委員会委員が令和 8 年 7 月 1 9 日をもって任期満了となるので、引き続き田野井晃造氏を任命するためのものである。

(参照条文) 農業委員会等に関する法律

第 8 条 委員は、農業に関する識見を有し、農地等の利用の最適化の推進に関する事項その他の農業委員会の所掌に属する事項に関しその職務を適切に行うことができる者のうちから、市町村長が、議会の同意を得て、任命する。

第 2 項から第 7 項まで 省略

◎ 議案第 6 4 号 鹿沼市農業委員会委員の任命について

本市農業委員会委員が令和 8 年 7 月 1 9 日をもって任期満了となるので、新たに田島穰氏を任命するためのものである。

(参照条文) 議案第 6 3 号と同じ。

◎ 議案第 6 5 号 鹿沼市農業委員会委員の任命について

本市農業委員会委員が令和 8 年 7 月 1 9 日をもって任期満了となるので、引き続き竹澤靖氏を任命するためのものである。

(参照条文) 議案第 6 3 号と同じ。

◎ 議案第 6 6 号 鹿沼市農業委員会委員の任命について

本市農業委員会委員が令和 8 年 7 月 1 9 日をもって任期満了となるので、新たに齋藤忠氏を任命するためのものである。

(参照条文) 議案第 6 3 号と同じ。

◎ 議案第 6 7 号 鹿沼市農業委員会委員の任命について

本市農業委員会委員が令和 8 年 7 月 1 9 日をもって任期満了となるので、新たに福田朗氏を任命するためのものである。

(参照条文) 議案第 6 3 号と同じ。

◎ 議案第 6 8 号 鹿沼市農業委員会委員の任命について

本市農業委員会委員が令和 8 年 7 月 1 9 日をもって任期満了となるので、新たに柴田晃氏を任命するためのものである。

(参照条文) 議案第 6 3 号と同じ。

◎ 議案第 6 9 号 鹿沼市農業委員会委員の任命について

本市農業委員会委員が令和 8 年 7 月 1 9 日をもって任期満了となるので、引き続き小林和夫氏を任命するためのものである。

(参照条文) 議案第 6 3 号と同じ。

◎ 議案第 7 0 号 鹿沼市農業委員会委員の任命について

本市農業委員会委員が令和 8 年 7 月 1 9 日をもって任期満了となるので、引き続き仲田裕子氏を任命するためのものである。

(参照条文) 議案第 6 3 号と同じ。

◎ 議案第 7 1 号 鹿沼市農業委員会委員の任命について

本市農業委員会委員が令和 8 年 7 月 1 9 日をもって任期満了となるので、新たに須藤幸雄氏を任命するためのものである。

(参照条文) 議案第63号と同じ。

◎ 議案第72号 鹿沼市農業委員会委員の任命について

本市農業委員会委員が令和8年7月19日をもって任期満了となるので、新たに矢野幸男氏を任命するためのものである。

(参照条文) 議案第63号と同じ。

◎ 議案第73号 鹿沼市農業委員会委員の任命について

本市農業委員会委員が令和8年7月19日をもって任期満了となるので、引き続き早乙女八重子氏を任命するためのものである。

(参照条文) 議案第63号と同じ。

◎ 議案第74号 鹿沼市農業委員会委員の任命について

本市農業委員会委員が令和8年7月19日をもって任期満了となるので、引き続き神長守雄氏を任命するためのものである。

(参照条文) 議案第63号と同じ。

◎ 議案第75号 鹿沼市農業委員会委員の任命について

本市農業委員会委員が令和8年7月19日をもって任期満了となるので、引き続き松井研吉氏を任命するためのものである。

(参照条文) 議案第63号と同じ。

◎ 議案第 76 号 鹿沼市農業委員会委員の任命について

本市農業委員会委員が令和 8 年 7 月 19 日をもって任期満了となるので、引き続き安生芳子氏を任命するためのものである。

(参照条文) 議案第 63 号と同じ。

◎ 議案第 77 号 鹿沼市農業委員会委員の任命について

本市農業委員会委員が令和 8 年 7 月 19 日をもって任期満了となるので、新たに大類英明氏を任命するためのものである。

(参照条文) 議案第 63 号と同じ。

◎ 議案第 78 号 鹿沼市農業委員会委員の任命について

本市農業委員会委員が令和 8 年 7 月 19 日をもって任期満了となるので、引き続き神山卓也氏を任命するためのものである。

(参照条文) 議案第 63 号と同じ。

◎ 議案第 79 号 鹿沼市農業委員会委員の任命について

本市農業委員会委員が令和 8 年 7 月 19 日をもって任期満了となるので、新たに根本英一氏を任命するためのものである。

(参照条文) 議案第 63 号と同じ。

◎ 議案第 80 号 鹿沼市農業委員会委員の任命について

本市農業委員会委員が令和 8 年 7 月 19 日をもって任期満了となるので、引き続き大森用子氏を任命するためのものである。

(参照条文) 議案第63号と同じ。

◎ 議案第81号 鹿沼市農業委員会委員の任命について

本市農業委員会委員が令和8年7月19日をもって任期満了となるので、新たに鈴木登氏を任命するためのものである。

(参照条文) 議案第63号と同じ。

◎ 議案第82号 鹿沼市副市長の選任について

本市副市長福田義一氏が令和8年6月30日をもって任期満了となるので、新たに竹澤英明氏を選任するためのものである。

(参照条文) 地方自治法

第162条 副知事及び副市町村長は、普通地方公共団体の長が議会の同意を得てこれを選任する。

